

—2019 年度版—

奨学金案内

酪農学園大学

目 次

◎はじめに

(1) 奨学金の目的

本学の奨学金制度は、経済的に困窮している学生に対し、学資金を給付または貸与することにより、学業に専念できる時間をより多く確保し、安心して学生生活を送れるよう支援することを目的としています。

(2) 奨学金の種類

本学の奨学金制度は、大きく分けて「日本学生支援機構奨学金」、「財団法人酪農育英会奨学金」「酪農学園大学奨学金」及び「その他学外（地方公共団体、民間団体）奨学金」の4種類があります。

(3) 出願する前に

いずれの奨学金も出願資格・選考基準があり、採用人数にも限りがありますので、仮に条件を備えていたとしても申請者全員が採用されるとは限りません。したがって出願する前に家計の状況をよく考え、家族と相談し、どのような奨学金が必要なのか検討してみてください。また、奨学生として採用された場合には、いずれの奨学団体でも奨学生に恥じない学業成績、修学態度が求められます。上記のことを考慮に入れて、学資金の不足分を奨学金で補うことが最善であるという結論が出たら申請してください。

(4) 家計が急変した時には

家計支持者（父母、又は父母に代わって家計を支えている者）の失業、破産、事故、病気もしくは死亡等又は火災、風水害の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合は、学生支援課に相談に来てください。事情により定められた応募期間のほかに、日本学生支援機構の緊急・応急採用や酪農学園大学奨学金を申請できる場合があります。

(5) 採否基準

奨学金の多数が「学業成績」と「経済的困窮度」を採否の基準としています。学業については、良好であればあるほど採用に有利ですが、経済的困窮度については、家計支持者の収入が、各奨学団体で定められた基準金額以下であることが条件となります。

I. 日本学生支援機構奨学金について

II. 酪農育英会奨学金について

III. 地方公共団体奨学金について

IV. 酪農学園大学奨学金について

I. 日本学生支援機構奨学金について

●概要

国の奨学機関である日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学困難な優れた学生に貸与を行うことにより、有為な人材の育成と教育の機会均等を寄与することを目的としています。

日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。

●種類

日本学生支援機構奨学金には、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」の二種類があり、それぞれ貸与条件や貸与月額が異なります。

また、新入生に限り、月額貸与とは別に入学時一時金を追加で貸与できる「入学時特別増額貸与奨学金」を申請することができます。

なお、日本学生支援機構奨学金には推薦基準があります。学力基準、家計基準を満たしている奨学金申込者を選考のうえ、大学が日本学生支援機構に推薦します。

種 類	主な特徴
第一種奨学金	無利子。通学形態で選べる金額の種類が異なる。家計基準の他、学力に関する基準も第二種に比べると厳しく設定されている。
第二種奨学金	有利子（年3%を上限利率とする）。 <u>在学中は無利子</u> 。金額の設定が第一種に比べると多く、家計、学力の基準も比較的緩やか。
入学時特別増額貸与奨学金	有利子（第二種奨学金とは別計算）。新入生と2019年度の編入生に限り、月額貸与の他に受けることができる。

※併用貸与：経済状況により、第一種・第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。
家計基準は第一種奨学金よりさらに低くなります。

【入学時特別増額貸与奨学金】（新入生と2019年度編入生のみ対象）

入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金と4月貸与からの第二種奨学金を申し込む新入生と2019年度の編入生に限り、月額貸与の他に入学一時金10万、20万、30万、40万、50万円を貸与できるものですが、有利子で第二種奨学金の利率とは別計算となります。

入学時特別増額貸与奨学金は、家計基準における認定所得0円以下となる人（4人家族の場合給与所得世帯で概ね400万円以下程度）又は、入学に際し、国の教育ローン（日本政策金融公庫の教育ローン）を申し込み、貸付を受けることができなかった人が申し込みをすることができます。この場合、後で「国の教育ローンを利用できなかった申告書」と利用できなかった証明書等を提出しなければなりません（別途、奨学金を申請する前に国の教育ローンを申し込む必要があります）。新入生の希望者は、以上をふまえて申し込んでください。

2019年度の編入生は、用紙による申し込みになりますので、事前に学生支援課の奨学金窓口にご相談ください。

●2019 年度入学者の貸与月額

種 類	貸 与 月 額	
第一種奨学金 (無利子)	自宅通学生	2万円、3万円、4万円、5.4万円から選択
	自宅外通学生	2万円、3万円、4万円、5万円、5.4万円、6.4万円から選択
第二種奨学金 (有利子)	2万円から12万円までの1万円単位の金額から選択	
	※獣医学類のみ14万円を選択することができます。	

※第一種奨学金・第二種奨学金とも希望する金額をインターネット入力時に選択することになります。

※第一種奨学金で家計支持者の年収が一定額以上の場合、自宅・自宅外通学生の最高月額は選択できません。

※貸与月額は返還誓約書提出後、事情により変更することができます。

●申請の流れ

- ①奨学金説明会に出席し、配布される申請書類一式を受け取る
- ②同封されている入力下書き用紙、同意書、所得関係書類を学生支援課に提出する
- ③学生支援課でID・パスワードを受け取る
- ④自宅、または大学のパソコンのインターネットでスカラネットにアクセスし期限までに入力
- ⑤入力後、受付番号が表示されるので、下書き用紙に記入の上、学生支援課に提出する

【金利種類】

① 利率固定型

貸与終了時に確定する利率で最後まで返還することになります。市場金利が上昇、下降した場合でも返還利率は変動しません。

② 利率見直し型

貸与終了後、概ね5年ごとに見直しされる利率で返還することになります。市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

参考：在学中は無利子です。各月の貸与終了時年利率の詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。<http://www.jasso.go.jp>

【返還方式】

第一種奨学金は返還方式を選択することになります。

① 定額返還方式

貸与総額に応じて、自動的に返還月額が決定します。

② 所得連動返還方式

年収に応じて、返還月額が決定します。機関保証制度の選択が必須でマイナンバーの提出が必要です。

●貸与期間

貸与期間は、貸与始期から卒業するまでの標準修業年限です。定期採用初回振込は、4～6月分合算振込の予定ですので、通帳で確認してください。

奨学金貸与中に学業不振によって留年した場合は、廃止となります。

●推薦人数

大学の選考委員会が人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、日本学生支援機構に推薦します。

2018年度採用実績

	1年生	2年生以上	大学院
第一種	89名	1名	7名
第二種	147名	18名	なし
併用	36名	5名	なし

*予約採用・追加採用含みます。

*年度により採用数は変動します。

●出願条件と資格

(1) 成績について

前年度までの学業成績が以下の基準を満たすこと。

	1年生	2年生以上
第一種・併用希望者	3.5	学類の上位 1/3 以内
第二種希望者	平均水準以上	平均水準以上

(2) 家計基準について

父母の合計年収が、日本学生支援機構の定める家計基準額以下であること。

上限収入は家族状況によって変わります。

例1) 給与所得世帯の場合

奨学金種類		第一種		第二種	併用
		2019年度入学者 最高月額以外	2019年度入学者 最高月額		
自宅	4人	約 800万円	約 747万円	約 1,143万円	約 747万円
	5人	約 1,030万円	約 992万円	約 1,408万円	約 992万円
自宅外	4人	約 847万円	約 804万円	約 1,190万円	約 804万円
	5人	約 1,124万円	約 1,086万円	約 1,502万円	約 1,086万円

※父母双方の収入の合算額

※「給与所得世帯」の上限額は、源泉徴収票の「支払金額（税込）」です。

例2) 給与所得以外の世帯の場合（自営業など）

奨学金種類		第一種		第二種	併用
		2019年度入学者 最高月額以外	2019年度入学者 最高月額		
自宅	4人	約 392万円	約 349万円	約 735万円	約 349万円
	5人	約 622万円	約 584万円	約 1,000万円	約 584万円
自宅外	4人	約 439万円	約 396万円	約 782万円	約 396万円
	5人	約 716万円	約 678万円	約 1,094万円	約 678万円

※「給与所得以外の世帯」の上限額は、「確定申告書等の売上（収入）から必要経費を差し引いた所得金額（税込）」です。

●保証制度（必ず全員が選択する必要があります）

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を選任する「人的保証」制度か、一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証を担ってもらう「機関保証」制度か、いずれかの保証制度を選択しなければなりません。

また、「スカラネット申込」入力時には、選択する保証制度を決定していなければならないため、二つの保証制度について事前にきちんと理解する必要があります。

なお、いずれの保証制度の場合も、本人が未成年者の場合は、スカラネット入力時に、父母の親権者情報（氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号）の入力が必要です。

【人的保証制度】

人的保証制度とは連帯保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯して責任を負う制度です。

スカラネット入力時には、連帯保証人と保証人の個人情報（氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号）が必要になりますので、申請時まで確認し、選定する人物を確定して事前に承諾を得ておく必要があります。

申請後、保証制度の変更は原則認められません。機関保証への変更は、連帯保証人又は保証人が死亡、破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合、代替りの連帯保証人又は保証人を立てることが困難な場合にのみ可能です。

連帯保証人・保証人の承諾を得ないままスカラネット入力をしてしまった場合、後日返還誓約書を提出する際、両名の署名が揃わないなどの不都合が生じた場合でも、機関保証への変更は認められません。この場合は採用取消となり、奨学金の貸与を受けることができません。

○連帯保証人の条件

- ・父又は母（父母がいない場合は兄・姉・おじ・おば等）

○保証人の条件

- ・父母以外で65歳未満の連帯保証人と別生計である、原則として4親等以内の親族。
- ・65歳以上の親族しかいない場合は、機関保証制度を選択してください。

○連帯保証人・保証人共通の条件

- ・4親等以外の方を立てる場合は、返還能力を示す返還保証書等が必要になります。

【機関保証】

機関保証制度とは、人的保証である連帯保証人や保証人を確保しにくい場合に、保証機関に一定の保証料を支払うことで連帯保証を担ってもらう制度です。保証料は奨学金から差し引かれます。また、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人物を1人届け出る必要があります。（詳細は、「奨学金を希望する皆さんへ」の機関保証制度について熟読してください。）

なお、機関保証制度から人的保証制度への変更はできません。

※返還できなくなった場合に、かわりに全額返済される制度ではありませんので、ご注意ください。

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した場合、機関保証制度の選択が必須となり、マイナンバーを提出することになります。

●推薦者の採用手続き

日本学生支援機構での審査後、正式に採用された場合は、日本学生支援機構から「奨学生証」、「奨学生のしおり」、「返還誓約書」が交付されますので、速やかに返還誓約書を作成、提出しなければなりません。これらの受領、提出を怠ると奨学生の資格を失います。また、採用決定後の取り消しは認められません。

返還誓約書は、奨学生証と一緒に配付します。奨学生採用説明会を開催しますので、奨学金掲示板をご覧ください。なお、出願時に選択した保証制度によって、提出する書類が異なりますので、注意してください。

【人的保証を選択した場合】

返還誓約書に本人・連帯保証人・保証人がそれぞれ自署押印（連帯保証人、保証人は実印押印）する他、次の書類が必要になります。

- 本人：住民票の原本（提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）
- 連帯保証人：①印鑑登録証明書の原本（提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）
②収入に関する証明書（最新の源泉徴収票、所得証明書等）
- 保証人：印鑑登録証明書の原本（提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

【機関保証を選択した場合】

機関保証制度に加入した場合は、連帯保証人、保証人を選任する必要はありませんが、本人及び連絡先として届け出た人物が署名押印の必要があります。また、提出書類として、以下の書類が必要となります。

- ①本人の住民票（提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）
- ②保証依頼書（兼保証委託契約書）

※必ず「奨学金を希望する皆さんへ」の機関保証制度について熟読してください。

●奨学金の継続手続き

日本学生支援機構奨学金は、原則として貸与始期から卒業するまでの最短修業年限の間貸与されます。しかし、そのためには、奨学金の継続手続きをしなければなりません。継続手続きは、毎年12月に大学から配付される「奨学金貸与額通知書（継続願）」を受領後、指定された期間内にインターネット（スカラネットパーソナル）で行います。ただし、翌年4月に成績基準を満たさなければ、継続は認められません。

●返還

奨学金の返還は、貸与終了又は卒業後6ヶ月経過後から、月賦又は月賦＋半年賦方法で、口座からの引き落としにより始まります。

※第二種奨学金の年利率は、貸与終了後に確定します。

●返還猶予

貸与終了後、引き続き在学する場合や、進学、編入学、留年をする場合、また病気、災害、失業等により返還が困難になった場合は、願い出により一定期間返還が猶予されます。

○引き続き大学に在学する場合：在学届を大学の奨学金窓口に提出してください。

○他大学等に進学する場合：進学先の奨学金担当部署に問い合わせてください。

○その他：病気災害などの理由により返還が困難になった場合は、日本学生支援機構に直接願い出てください。また、奨学生本人が心身障がいのため返還が困難となった場合も、日本学生支援機構に直接願い出てください。詳細は貸与終了時に配布する「返還のてびき」で確認してください。

●その他

【編入生の場合】

2019年3月まで他大学で日本学生支援機構（第一種奨学金、第二種奨学金）を受けていた人が酪農学園大学に編入し、学籍が継続している場合は、所定の手続きをすることにより引き続き奨学金が継続されます。前大学に「編入学継続願」を提出してください。

【学籍などの異動について】

適格認定による「廃止」「停止」処置の他にも、学則処分や性行等の状況によっては適切な処置がとられます。また、以下のような変更、異動があった場合は、大学を通して日本学生支援機構に速やかに届け出なければなりません。

- ・口座変更、改氏名、連帯保証人変更、連帯保証人住所変更などの各種変更があった場合
- ・休学、退学、除籍、復学、留学、編入、転学類など学籍上の異動や変更があった場合

【追加募集について】

日本学生支援機構奨学金の追加採用は、春の定期採用で採用にならなかった残存適格者から順次採用されますので、日本学生支援機構奨学金希望者は、必ず春の定期採用に出願してください。

【留学中の奨学金について】

希望者は留学手続き開始前から事前に相談してください。日本学生支援機構への推薦日程の都合により、貸与を受けられない場合もあるので、注意してください。

II. 酪農学園大学奨学金

本学奨学事業は、経済的理由により、授業料等本学納付金の支弁が困難な学生に対し奨学金を貸与し、学業を継続させることを目的として行っております。

この奨学金は、授業料等の 1/2 以内の額を貸与するもので、奨学金を貸与する期間は当該年度限りとし、引き続き奨学金を希望する場合は、年度ごとに新たに申請しなければなりません。また、続けて採用されるとは限りませんので、ご注意ください。

返還期間は卒業後 10 年以内で、返還初年度から 5 年間に貸与額の 4 割を、6 年目から最終返還年度に貸与減額の 6 割を均等年賦返還することとなっており、無利息です。

選考については、各学類により選出された教員等で構成された学生支援委員会及び教授会で審議決定されます。

III. 公益財団法人酪農育英会奨学金

学校法人酪農学園の創立者である黒澤西蔵先生が設立された外郭団体が行っている奨学金で、勉学意欲があるにもかかわらず経済的に修学困難な学生に対し、学資を貸与して修学を助けることを目的とし、本学の学生を対象に奨学金の貸与を行っています。

この奨学金は、採用された月から卒業まで毎月 4 万円が貸与されます。返還期間は卒業後 10 年以内で無利息です。なお、日本学生支援機構奨学金と併用して貸与を受けることはできません。毎年 10 名程度の推薦枠をいただいておりますが、申請者が多数あるため選考となります。選考については、各学類により選出された教員等で構成された学生支援委員会で選考されますが、希望者全員が貸与できるとは限りません。日本学生支援機構奨学金と併願することをお勧めいたします。

IV. その他奨学金（地方公共団体、民間団体など）

募集期間は団体ごとに異なりますが、4 月～6 月に集中しています。募集については、本学に募集の案内が来たものは掲示にてお知らせしますが、募集のないものについては直接奨学団体や、市町村教育委員会にお問い合わせをしてください。